

申告期限は3月15日(木)まで!

平成30年度
市民税・県民税
(国民健康保険税)

【問合先】本庁税務課市民税グループ
☎23(5)111(内線2231、2233)

市民税・県民税の申告受付を1月末から順次、各地域で行います。
*日程は次ページ以降に掲載

この申告は、平成30年度分の市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を計算するときの基礎資料になります。

また、児童扶養手当給付申請、保育料決定手続き、公営住宅入居や金融機関からの融資の申し込みなど、各種手続きに必要な諸証明の基にもなります。

申告する場合は、あらかじめ準備するものや申告会場を確認ください。
*税務署で所得税の確定申告が必要となる場合(株式譲渡、先物取引、土地などの譲渡所得、損失申告、山林所得、雑損控除および青色申告)は、申告会場で受け付けができないこともあります。詳しくは問い合わせください。

■申告会場について

対象地区の指定日に都合が悪い場合は、対象地区外の会場でも受け付けます。

申告受付期間中は担当職員が不在のため、本庁税務課・各支所地域振興課の窓口での申告受付はできません。

■申告書などの送付について

通常、申告書は各受付会場で印刷するため、郵送申告などを希望された方以外への送付は行っていません。
新たに郵送申告を希望される方や、申告について不明な点がある方は、問い合わせください。

■申告に必要なもの

- ① 印鑑(認印、朱肉を使うもの)
- ② 収入や必要経費が分かる書類(源泉徴収票、支払証明、収支計算書など)
- * 事業所得(農業など)、不動産所得や山林所得などが生じる業務を行う全体的方は、**記帳と帳簿など(領収書など)の保存制度の対象者**になりますので、全関係書類を準備ください。
- ③ 社会保険料、生命保険料などの各種控除に必要な証明書、領収書
- ④ マイナンバーカード(個人番号カード)または、通知カードと顔写真付き身分証明書(運転免許証など)

●平成30年度 申告受付日程表(川内地域)

月	日	曜	午前の部(9:00 ~ 11:30)		午後の部(13:30 ~ 16:00)				
			対象地区	会場	対象地区	会場			
1	30	火	川北地区(大小路側)年金収入のみの方	本庁 6階大会議室	申告が必要であり(8ページ参照)、かつ収入が公的年金だけで、他に収入のない方を対象にした受け付けになります。(年金と他の収入がある方は、各地区出張申告会場などで2月5日(月)以降に受け付けます) 【受付時間】 午前の部 8:30 ~ 12:00 午後の部 13:00 ~ 17:00				
	31	水	川南地区(向田側)年金収入のみの方						
2	1	木	川北地区(大小路側)年金収入のみの方	中央公民館	御陵下町 大王町、若葉町、花木町、上川内町				
	2	金	川南地区(向田側)年金収入のみの方						
	5	月	寄田町				寄田地区コミュニティセンター	久見崎町 寄田町(土川)	滄浪地区コミュニティセンター 土川集会所
	6	火	湯田町				湯田地区コミュニティセンター	西方町	町自治会館
	7	水	中村町				平佐東地区コミュニティセンター	久住町、楠元町	平佐東地区コミュニティセンター
	8	木	田海町、白浜町				八幡地区コミュニティセンター	田海町	八幡地区コミュニティセンター
	9	金	五代町				亀山地区コミュニティセンター	宮内町、小倉町	亀山地区コミュニティセンター
	13	火	中郷町、中郷一〜五丁目				育英地区コミュニティセンター	—	—
	14	水	御陵下町				中央公民館	御陵下町	中央公民館
	15	木	国分寺町、大小路町					大王町、若葉町、花木町、上川内町	
	16	金	原田町、東大小路町					—	
	19	月	網津町、小倉町				水引地区コミュニティセンター	港町	水引地区コミュニティセンター
	20	火	水引町					湯島町	
	21	水	高江町				峰山地区コミュニティセンター	高江町	峰山地区コミュニティセンター
	22	木	高城町				高来地区コミュニティセンター	陽成町	陽成地区コミュニティセンター
23	金	城上町	城上地区コミュニティセンター	城上町	吉川地区コミュニティセンター				
26	月	永利町	永利地区コミュニティセンター	百次町	永利地区コミュニティセンター				
27	火	勝目町、山之口町、川永野町	セントピア	宮崎町	セントピア				
28	水	矢倉町、尾白江町、木場茶屋町		都町、青山町					
3	1	木	隈之城町、中福良町	本庁 6階大会議室	天辰町 平佐町 向田町、東向田町、西向田町、向田本町、神田町 宮里町				
	2	金	田崎町、横馬場町、鳥追町、白和町						
	5	月	平佐町、平佐一丁目						
	6	火	平佐町						
	7	水	若松町、東開間町、西開間町、冷水町						
	8	木	川内地域全域(上記の期間中に申告できなかった方)				本庁 6階大会議室	【受付時間】 午前の部 8:30 ~ 12:00 午後の部 13:00 ~ 17:00	
	9	金							
12	月								
13	火								
14	水								
15	木								

★まずは市民税・県民税申告が必要か確認しましょう!

